

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8. 8. 10	契約解除	変更前	営業所	817310	入間田簡易郵便局	○	宮城県柴田郡柴田町入間田豊橋2 5	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 9. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	118380	飯山旭簡易郵便局	○	長野県飯山市飯山7 3 0 3 - 6	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	128970	三箇簡易郵便局	○	新潟県中魚沼郡津南町三箇乙1 3 0 - 1	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 1	契約解除	変更前	営業所	228790	菰野大羽根園簡易郵便局	○	三重県三重郡菰野町大羽根園柴垣町2 0 - 4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 9. 1	業務変更	変更前	郵便局	229050	東員南大社簡易郵便局	○	三重県員弁郡東員町南大社下川原1 5 9 8 - 1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	229050	東員南大社簡易郵便局	○	三重県員弁郡東員町南大社下川原1 5 9 8 - 1	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 1	業務変更	変更前	郵便局	237040	富士宮宮原簡易郵便局	○	静岡県富士宮市宮原3 7 4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	237040	富士宮宮原簡易郵便局	○	静岡県富士宮市宮原3 7 4	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 1	業務変更	変更前	郵便局	727650	上宮本簡易郵便局	○	大分県津久見市上宮本町9 1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	727650	上宮本簡易郵便局	○	大分県津久見市上宮本町9 1	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 1	業務変更	変更前	郵便局	917250	音更柳町簡易郵便局	○	北海道河東郡音更町柳町仲区1 5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	917250	音更柳町簡易郵便局	○	北海道河東郡音更町柳町仲区1 5	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 9. 7	移転	変更前	郵便局	620720	徳島庄町郵便局	-	徳島県徳島市庄町5 - 6 6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	620720	徳島庄町郵便局	-	徳島県徳島市庄町5 - 2 1 - 3	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 9. 14	移転・改称	変更前	郵便局	034400	川越清水郵便局	-	埼玉県川越市清水町1 3 - 1 7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	034400	川越熊野町郵便局	-	埼玉県川越市熊野町1 5 - 1 1	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 9. 14	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	418420	千早簡易郵便局	○	大阪府南河内郡千早赤阪村千早2 3 5 - 1	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.9.14	移転	変更前	営業所	527740	釜口簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町釜口1397-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	527740	釜口簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町釜口1396-1	○	○	○	×	○	○	-	
R8.9.14	移転	変更前	郵便局	640800	大川郵便局	-	高知県土佐郡大川村小松86-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	640800	大川郵便局	-	高知県土佐郡大川村小松52-8	○	○	○	○	○	○	-	
R8.9.17	廃止	変更前	郵便局	054110	習志野藤崎郵便局	-	千葉県習志野市藤崎6-15-10	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.9.24	移転・改称	変更前	営業所	218170	造形大学前簡易郵便局	○	愛知県小牧市大草太良3343	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	218170	大草東上簡易郵便局	○	愛知県小牧市大草2713-1	-	○	○	×	○	○	-	
R8.9.24	移転	変更前	郵便局	233690	浜松和地山郵便局	-	静岡県浜松市中央区和地山2-28-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	233690	浜松和地山郵便局	-	静岡県浜松市中央区住吉3-5-10	-	○	○	○	○	○	-	
R8.9.28	移転	変更前	郵便局	461690	草津大路郵便局	-	滋賀県草津市大路1-6-14	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	461690	草津大路郵便局	-	滋賀県草津市渋川1-2-26	-	○	○	○	○	○	-	
R8.9.28	移転	変更前	郵便局	711290	渡郵便局	-	熊本県球磨郡球磨村大字渡乙880-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	711290	渡郵便局	-	熊本県球磨郡球磨村大字渡乙405-1	○	○	○	○	○	○	-	
R8.9.30	契約解除	変更前	営業所	718880	人吉西間簡易郵便局	○	熊本県人吉市西間上町2507-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.9.30	契約解除	変更前	営業所	867510	鵜養簡易郵便局	○	秋田県秋田市河辺岩見鵜養85	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。